

# 令和5年度税制改正大綱 (抜粋)

令和4年12月16日  
自由民主党  
公明党

(2) 個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を5年（現行：3年）に延長する。

(3) 個人住民税における給与所得等に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書について、記載事項の簡素化を行う。

（注）上記の改正は、令和9年1月分以後の承認申請について適用する。

(4) 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする。

（注）上記の改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養親族等申告書について適用する。

(5) 給与支払報告書等の提出義務者のうち eLTAX 又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならない者が、給与支払報告書等の書面による提出に代えてその給与支払報告書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき市町村長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

(6) 個人住民税について、所得税における（3）及び（14）から（20）までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

(7) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

#### 〈国民健康保険税〉

(8) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（現行：20万円）に引き上げる。

(9) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げる。

## 二 資産課税

### 1 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

## 国民健康保険制度の取組強化の方向性（案）

- 現在、平成30年度改革は、概ね順調に実施されている。引き続き、**財政運営の安定化**を図りつつ、**令和6年度からの国保運営方針に基づき、保険料水準の統一や医療費適正化等の取組をより一層進め、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の更なる深化を図る必要がある。**このため、都道府県と市町村の役割分担の下、以下の取組を進めることについて、**国と地方、その他の関係者との調整を続け、結論が得られた事項について、法改正を含め、対応すること**としたい。

### ○ 出産時における保険料負担の軽減

令和4年4月から、未就学児の均等割保険料の軽減制度を導入している。国会での附帯決議を踏まえ、更なる子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する措置を新たに講じることとする。（令和6年1月予定）

### ○ 都道府県と市町村の役割分担の下での取組強化

#### ① 保険料水準の統一、医療費適正化

- ・ 保険料水準の統一に向けた取組等のより一層の推進、都道府県と保険者双方による一体的な医療費適正化の推進等の観点から、都道府県内の国保運営の統一的な方針である都道府県国民健康保険運営方針について、対象期間の考え方や記載事項の見直しを行う。（令和6年4月予定）
- ・ 保険料水準の統一に向けた取組を国としても強力に支援するため、保険料水準統一加速化プラン（仮称）を策定する。

#### ② 保険者機能の強化

- ・ 国保財政を支出面から適正に管理するため、国保の財政運営の責任主体である都道府県が、保険給付の適正化に資する取組である第三者行為求償事務のうち、広域的な対応が必要なもの・専門性の高いものについて、地域の実情に応じて、市町村等の委託を受けて実施可能とする。
- ・ 退職者医療制度について、対象者の激減に伴い財政調整効果がほぼ無くなっている一方、保険者等の事務コストが継続しているため、業務のスリム化、事務コストの削減を図る観点から、前倒しして廃止する。（令和6年4月予定）

※ ①及び②の取組を更に後押しするため、保険者努力支援制度の指標等について継続的に事務レベルWGで議論する。

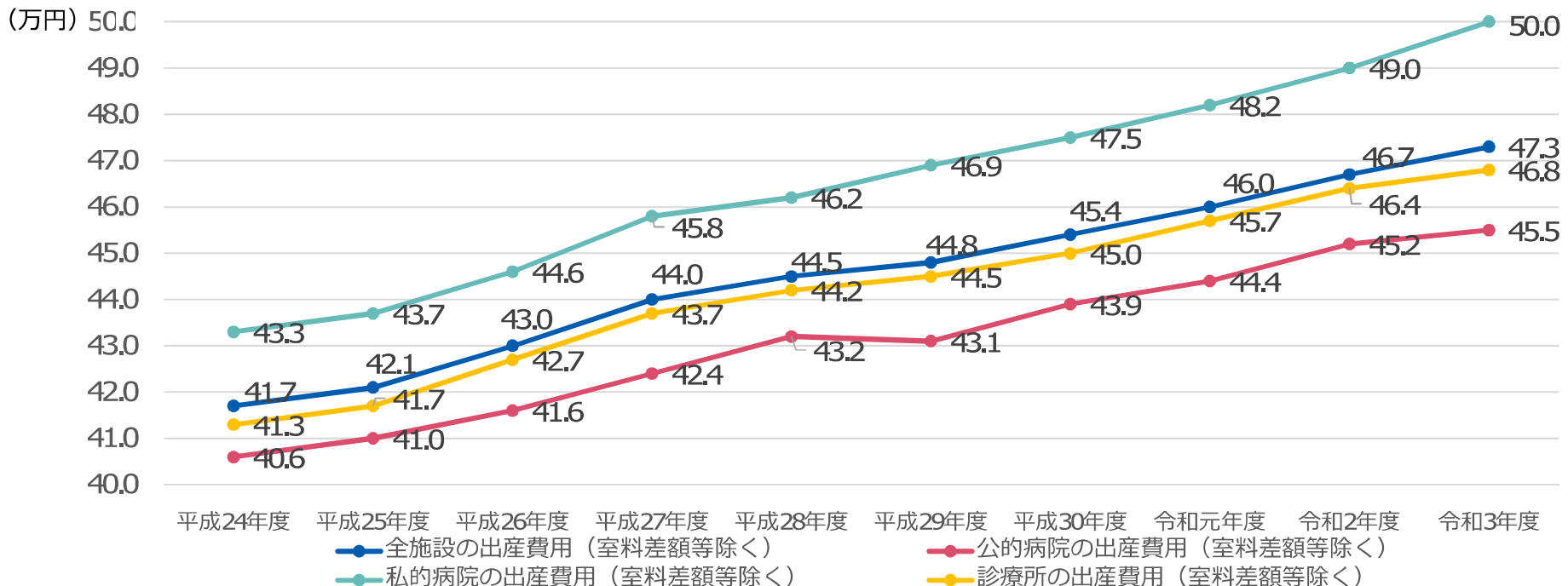
- 上記の他、骨太方針・改革工程表、政府・与党内での議論、地方団体の要望事項等について、引き続き、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議・事務レベルWG等で議論する。

## 出産育児一時金の引上げ額について

- 出産育児一時金の額については、前回の引き上げ時は、「公的病院」の平均出産費用を勘案し、設定。
- 出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、
  - ・「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、
  - ・近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する。
- 以上より、**48.0万円**（令和4年度の全施設平均出産費用の推計額（※）） + **12万円**（産科医療補償制度の掛金） = **49.2万円**となるため、出産育児一時金の額は、令和5年4月から、全国一律で、**50万円**とする。

※「全施設」の平均出産費用は、ここ10年、毎年平均で1.4%上昇しており、令和4年度の平均出産費用を48.0万円と推計。

<参考：出産費用（正常分娩）の推移>



（データ）厚生労働省。室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額。  
 （※）平成24年以降、出生数は年間平均2.5%減少傾向（2020年人口動態統計）